

○厚生労働省
国土交通省告示第一号
環境省

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成三十年国土交通省告示第一号）の一部を次の表のように改正する。

令和二年七月一日

厚生労働省
国土交通省
環境省

厚生労働大臣 加藤 勝信
国土交通大臣 赤羽 一嘉
環境大臣 小泉進次郎

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>第二条 (定義) (略)</p> <p>2 この規程において「<u>建築物石綿含有建材調査者</u>」とは、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査（以下「<u>建築物石綿含有建材調査</u>」という。）を行う者で、この規程により厚生労働大臣の登録を受けた講習（以下「<u>建築物石綿含有建材調査者講習</u>」という。）の講義のうち、第七條第二項第五号の表の第一欄に規定する建築物石綿含有建材調査に関する講義（次項及び第七條第二項第十八号において「<u>建築物石綿含有建材調査</u>」に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者（次項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者である者を除く。）をいう。</p> <p>3 この規程において「<u>特定建築物石綿含有建材調査者</u>」とは、建築物石綿含有建材調査を行う者で、建築物石綿含有建材調査者講習の講義のうち、建築物石綿含有建材調査に関する講義及び実地研修を受講し、かつ、筆記試験による修了考査及び口述試験による修了考査に合格した者をいう。</p>	<p>第二条 (定義) (略)</p> <p>2 この規程において「<u>建築物石綿含有建材調査者</u>」とは、建築物における石綿含有建材の使用実態の調査（以下「<u>建築物石綿含有建材調査</u>」という。）を行う者で、この規程により厚生労働大臣の登録を受けた講習（以下「<u>建築物石綿含有建材調査者講習</u>」という。）の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者（次項に規定する特定建築物石綿含有建材調査者である者を除く。）をいう。</p> <p>3 この規程において「<u>特定建築物石綿含有建材調査者</u>」とは、建築物石綿含有建材調査を行う者で、建築物石綿含有建材調査者講習の講義及び実地研修を受講し、かつ、筆記試験による修了考査及び口述試験による修了考査に合格した者をいう。</p>

- 4 この規程において「一戸建て等石綿含有建材調査者」とは、建築物石綿含有建材調査（一戸建ての住宅又は共同住宅の住戸の内部（第七条第二項第五号の表において「一戸建て住宅等」という。）に係るものに限る。）を行う者で、建築物石綿含有建材調査者講習の講義のうち、第七条第二項第五号の表の第一欄に規定する一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義（第五条第一項第三号及び第七条第二項第十九号において「一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義」という。）を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者をいう。
- 5 (登録の申請)
第三条 (略)
- 2 (略)
- 3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
 - 一 申請者が個人である場合
イ、ハ (略)
 - 二 講義の講師が第五条第一項第三号イからホまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
ホ、ヌ (略)
 - 二 (略)
- 第五条 (登録の要件等)
厚生労働大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。
 - 一 第七条第二項第五号の表の第一欄に掲げる講義に応じ、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。
 - 二 (略)
 - 三 次のいずれかに該当する者が講義の講師として建築物石綿含有建材調査者講習事務（ハ）に該当する者及び当該者と同等以上の知識及び経験を有する者（イ、ロ、ニ又はホに該当する者（ホに該当する者にあつては、イ、ロ又はニに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者に限る。）を除く。）にあつては、一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義の実施に関する事務に限る。）に従事するものであること。
 - イ 一般建築物石綿含有建材調査者
ロ (略)
 - ハ 一戸建て等石綿含有建材調査者
ニ (略)
 - ホ イからニまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 四 実地研修を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する者が実地研修の講師として建築物石綿含有建材調査者講習事務に従事するものであること。
 - イ (略)
 - ロ 前号ニに該当する者
ハ (略)
 - 五・六 (略)

- (新設)
- 4 (登録の申請)
第三条 (略)
- 2 (略)
- 3 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付するものとする。
 - 一 申請者が個人である場合
イ、ハ (略)
 - 二 講義の講師が第五条第一項第三号イからニまでのいずれかに該当する者であることを証する書類
ホ、ヌ (略)
 - 二 (略)
- 第五条 (登録の要件等)
厚生労働大臣は、第三条の規定による登録の申請が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をするものとする。
 - 一 第七条第二項第五号の表の上欄に掲げる科目について講義が行われるものであること。
 - 二 (略)
 - 三 次のいずれかに該当する者が講義の講師として建築物石綿含有建材調査者講習事務に従事するものであること。
 - イ 建築物石綿含有建材調査者
ロ (略)
 - (新設)
 - ハ (略)
 - ニ (略)
 - ホ イからハまでのいずれかに該当する者と同等以上の知識及び経験を有する者
- 四 実地研修を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する者が実地研修の講師として建築物石綿含有建材調査者講習事務に従事するものであること。
 - イ (略)
 - ロ 前号ハに該当する者
ハ (略)
 - 五・六 (略)

（建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施）
第七条（略）

2 建築物石綿含有建材調査者講習事務は、公正に、かつ、第五条第一項第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により行うものとする。

一～三（略）

四 実地研修を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する者であることを実地研修の受講資格とすること。

イ 一般建築物石綿含有建材調査者（前号イに該当する者にあつては、一般建築物石綿含有建材調査者として、建築物石綿含有建材調査に関して二年以上の実務の経験を有する者）

ロ・ハ（略）

五 講義は、次の表の第一欄に掲げる講義の区分ごとに、それぞれ同表の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容について、それぞれ同表の第四欄に掲げる時間以上行うこと。ただし、第三号イに該当する者については、建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1の科目を免除することができる。

講義	科目	内容	時間
建築物石綿含有建材調査に関する講義	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	一時間
	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
	石綿含有建材の建築図面調査	建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
	現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間
	建築物石綿含有建材調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項	一時間

（建築物石綿含有建材調査者講習事務の実施）
第七条（略）

2 建築物石綿含有建材調査者講習事務は、公正に、かつ、第五条第一項第三号及び第四号に掲げる要件並びに次に掲げる基準に適合する方法により行うものとする。

一～三（略）

四 実地研修を行う場合にあつては、次のいずれかに該当する者であることを実地研修の受講資格とすること。

イ 建築物石綿含有建材調査者（前号イに該当する者にあつては、建築物石綿含有建材調査者として、建築物石綿含有建材調査に関して二年以上の実務の経験を有する者）

ロ・ハ（略）

五 講義は、次の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容について、同表の下欄に掲げる時間以上行うこと。ただし、第三号イに該当する者については、建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1の科目を免除することができる。

科目	内容	時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	一時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
石綿含有建材の建築図面調査	建築一般、建築設備と防火材料、石綿含有建材、建築図面その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	四時間
現場調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、試料採取、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項	四時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項	一時間

一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1	労働安全衛生法その他関係法令、建築物と石綿、石綿関連疾患及び石綿濃度と健康リスクに係る建築物石綿含有建材調査の基礎知識に関する事項	一時間
建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2	大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令、リスク・コミュニケーションその他の建築物石綿含有建材調査全般にわたる基礎知識に関する事項	一時間
一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	一戸建て住宅等における石綿含有建材の調査	一戸建て住宅等の定義、種類、使用される石綿含有建材、電気・空調設備と防火材料その他の建築物石綿含有建材調査を行う際に必要となる情報収集に関する事項	一時間
現地調査の実際と留意点	調査計画、事前準備、現地調査、現地調査の記録方法、建材中の石綿分析その他の現地調査に関する事項		三時間
建築物石綿含有建材調査報告書の作成	調査票の記入、調査報告書の作成、所有者等への報告その他の建築物石綿含有建材調査報告書に関する事項		一時間

六 講義は、前号の表の第二欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。

七 一般建築物石綿含有建材調査者については、第二号口に掲げる方法により行う建築物石綿含有建材調査者講習の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者とみなすこと。

十八 建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者（一般建築物石綿含有建材調査者を除く）については、その受講の日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

十九 一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者については、その受講の日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される一戸建て等建築物石綿含有建材調査に関する講義を受講した者とみなすこと。

355 (略)
(定期講習)

第八条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又は一戸建て等石綿含有建材調査者に対して、建築物石綿含有建材調査に必要な知識及び技能の維持向上を図るための講習を定期的に行うことができる。

六 講義は、前号の表の上欄に掲げる科目に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる内容を含む適切な教材を用いて行うこと。

七 一般建築物石綿含有建材調査者については、第二号口に掲げる方法により行う建築物石綿含有建材調査者講習の講義を受講し、かつ、筆記試験による修了考査に合格した者とみなすこと。

十八 建築物石綿含有建材調査者講習の講義を受講した者（建築物石綿含有建材調査者を除く）については、その受講の日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間に実施される建築物石綿含有建材調査者講習の講義を受講した者とみなすこと。

(新設)

355 (略)
(定期講習)

第八条 建築物石綿含有建材調査者講習実施機関は、建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者に対して、建築物石綿含有建材調査に必要な知識及び技能の維持向上を図るための講習を定期的に行うことができる。

附 則

(施行期日)

第一条 この告示は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(平成三十年^{厚生労働省}国土交通省告示第一号。以下「旧告示」という。)第二条第二項に規定する建築物石綿含有建

材調査者である者はこの告示による改正後の建築物石綿含有建材調査者講習登録規程(以下「新告示」という。)第二条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者と、その者が有する旧告示第二条

第二項に規定する建築物石綿含有建材調査者としての実務の経験は新告示第二条第二項に規定する一般建築物石綿含有建材調査者としての実務の経験とみなす。

2 この告示の施行の際現に旧告示第二条第二項に規定する登録を受けている講習は、新告示第二条第二項に規定する登録を受けた講習とみなす。

3 この告示の施行の前日旧告示第二条第二項に規定する建築物石綿含有建材調査者講習の講習を受講した者(第一項に該当する者を除く。)は、その受講の日の属する年度の末日から起算して二年を経過する日までの間は、新告示第二条第二項に規定する建築物石綿含有建材調査に関する講習を受講したものとみなす。